

ご来院の皆様へお知らせ

【病院敷地内全面禁煙】

令和元年7月1日から 行政指導により敷地内全面禁煙となります。

改正健康増進法（受動喫煙の防止を目的）により、病院・学校等には 令和元年7月1日から 原則敷地内禁煙 が義務付けられます。外来患者様、入院患者様、お見舞いに来られる方々には、病院敷地内での喫煙はできませんので、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。



禁煙
No smoking

紙巻・加熱式たばこ

(建物内だけでなく、駐車場等すべての場所が禁煙となります)



医療法人仁愛会 水海道厚生病院 院長